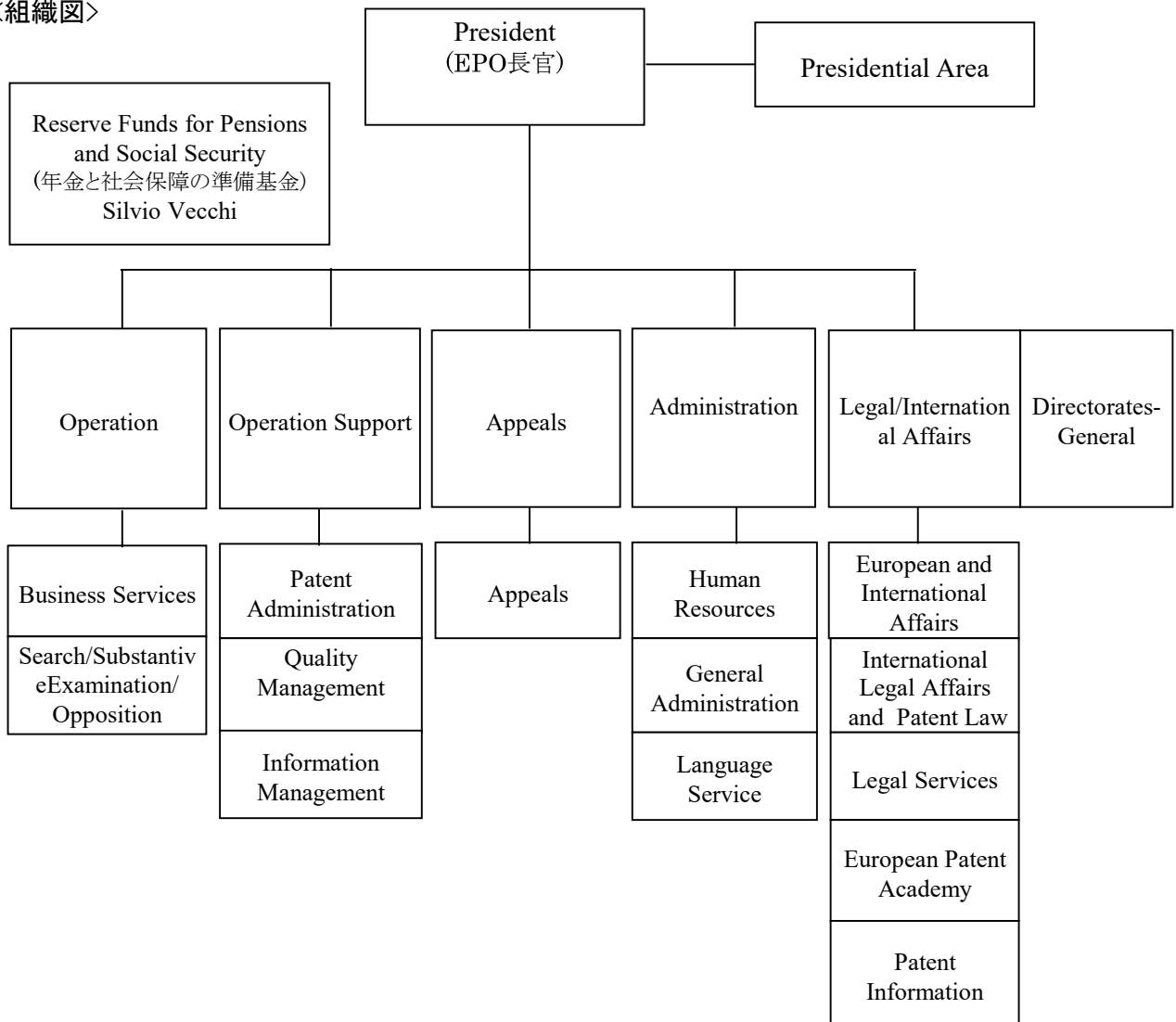


②名称	European Patent Office (EPO) 欧州特許庁 (EP)				
③所在地	Erhardtstrasse 27 D-80469 Munich, Germany				
④連絡先	(電話)	(49 89) 2399 0	(FAX)	(49 89) 2399 4565	
	(E-mail)	support@epo.org	(internet)	www.epo.org	
⑤組織の長	President: Mr. António Campinos				
⑥沿革	(1) 1958年: 欧州特許の構想(欧州特許と欧州共同体特許の起源)				
	(2) 1963年: スtrasブルグ協定(EPC中での特許性に関する協定)				
	(3) 1973年: ミュンヘン協定(EPCに関する)署名				
	(4) 1977年: ミュンヘン協定の発足				
	(5) 1978年、1991年、1995年、1996年、1998年にそれぞれ改定が行なわれた。				
	(6) 2000年: 外交会議により改定、暫定的に適用された。				
	(7) 2002年、2005年: 改定が行われた。				
⑦所管	特許				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT 2013/11/6	レコード保護	ローマ
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	ブタペスト 1980/11/26	ヘーグ			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース 1961/4/8
	ストラスブール	ウィーン	WTO		

②名称	European Patent Office (EPO) 欧州特許庁 (EP)					
⑪統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	166,585	174,397	181,479	180,346
		(内 域外国出願)				
		(内 日本から)	21,755	22,569	22,094	21,906
		(内 PCTルート)	98,431	102,196	105,681	106,854
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	105,645	127,603	137,782	133,706
		(内 域外国出願)				
		(内 日本から)	17,682	21,338	22,426	20,235
		(内 PCTルート)	67,959	83,216	89,581	86,001
(出典): WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図>



①名称	European Patent Office (EPO) 欧州特許庁(EP)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2015年6月第15版(2014年10月15日の規則改正法)
	③地理的効力の範囲	アルバニア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、スイス、キプロス、チェコ、ドイツ、デンマーク、エストニア、スペイン、フィンランド、フランス、イギリス、ギリシャ、モナコ、クロアチア、ハンガリー、アイルランド、アイスランド、イタリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、ラトビア、マケドニア、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スウェーデン、スロヴェニア、スロヴァキア、サン・マリノ、トルコ、セルビア(以上38国は加盟国) ボスニア・ヘルゼゴビナ、モンテネグロ(以上2国は拡張国)
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国に効力が及ぶ
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (特許条約第60条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。締約国内に居所又は事業所を有しない出願人は、EPOが保管する代理人リストに氏名が掲載されている職業代理人を選任しなければならない。 (特許条約第133条(2))
	⑦出願言語	ドイツ語、フランス語、英語。 ドイツ語、フランス語、英語以外の全EPC締約国の国語は、3月以内に翻訳の提出が必要(優先日があるときは優先日から13月以内)である。
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年 (特許条約第63条)
	⑨新規性の判断基準	国内外公知、国内外刊行物。(口頭による公開も含む) (特許条約第54条)
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが規定されている。期間は、何れも開示日から6月。 (1) 出願人又は前権利者に対する明らかな濫用による発明の開示 (2) 公の又は公認の国際博覧会における発明の展示による開示(特許条約第55条)
	⑪非特許対象	(1) 発見及び科学理論と数学的方法(特許条約第52条(2)、第53条) (2) 美観的創造物 (3) 知的創造、遊戯、経済活動の分野における計画、原則及び方法 (4) 電算機のプログラム (5) 情報提示 (6) 公序良俗に反する発明 (7) 人体や動物体の手術、治療、診断の各法 (8) 植物品種や動物種 (9) 技術的効果のない発明 (10) 本質的に生物学的(微生物を除く)な植物や動物の取得方法
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。EPOは、審査対象のEPO出願について先行技術情報の提供を求められることができる(提出しなかった場合には、当該出願は取下げたものとみなされる。特許条約124条(2))。EPOにおいては、出願人から提出された先行技術を考慮に入れて特許出願について特許要件の判断を行う。 (特許条約第94条) EPOにおいては、原則として調査部審査官と審査部審査官は分かれているが、最近では約90%以上で同じ審査官が調査と審査を行っている。
	⑬審査請求制度の有無	有。欧州調査報告書*1の公開日から6月以内。 (特許条約第94条(1))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。「ペース(PACE)」と呼ばれる欧州特許出願の早期手続きプログラムがある。このペースに基づく条件を充足すると、審査手続の期間が大幅に短縮される。このペースには(A)早期調査と(B)早期審査があり、このペースの利用により、審査手続の期間を短縮できる。 (A)早期調査:(a)優先権が主張されていない欧州特許出願(第1出願)に関して、EPOは出願日から6ヶ月以内に出願人が調査報告書を手入できるように保証する。 (b)優先権が主張されている欧州特許出願に関して、出願時に書面で早期調査を請求することにより、EPOは早期の調査報告書の発行に努める。 (B)早期審査:(a)早期審査は、何時でも書面により請求できる。(b)早期審査請求が行われた場合、EPOは審査部による出願の受領又は早期審査請求の受領の何れか遅い方から3ヶ月以内に最初の審査通知を発行するように努める。(c)その後の審査通知は、前回の審査通知で指定の期間内に回答書を受領し、回答書が審査部によって指摘の全事項に回答していれば出願人の回答の受領から3月以内に発行される。

①名称	European Patent Office (EPO) 欧州特許庁(EP)																																				
⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から18月経過後。 (特許条約第93条)																																				
⑯異議申立制度の有無	有。特許付与告示の公表から9月以内に何人も異議の申立を行なうことができる。 (特許条約第99条)																																				
⑰無効審判制度の有無	無。																																				
⑱実施義務	無。(実施義務については各国法に委ねられている。)																																				
⑲費用 単位 EUR (ユーロ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1"> <tr> <td>出願料</td> <td>120 EUR(電子出願、明細書35頁まで)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>210 EUR(書面出願、明細書35頁まで)</td> </tr> <tr> <td>出願料付加分</td> <td>15 EUR(電子出願、書面出願ともに35頁超の各頁につき加算料)</td> </tr> <tr> <td>クレーム料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>16～50項目まで</td> <td>235 EUR</td> </tr> <tr> <td>50項目超のクレーム</td> <td>585 EUR</td> </tr> <tr> <td>調査料</td> <td>1,300 EUR</td> </tr> <tr> <td>指定料</td> <td>585 EUR(全指定とみなす)</td> </tr> <tr> <td>審査請求料</td> <td>1,635 EUR</td> </tr> <tr> <td>特許付与</td> <td>925 EUR</td> </tr> </table> <p>[特許出願維持の掛かる費用]</p> <p>維持料(EPOに継続している間(登録までの間)必要となる)</p> <table border="1"> <tr> <td>3年次</td> <td>475 EUR</td> </tr> <tr> <td>4年次</td> <td>585 EUR</td> </tr> <tr> <td>5年次</td> <td>820 EUR</td> </tr> <tr> <td>6年次</td> <td>1,050 EUR</td> </tr> <tr> <td>7年次</td> <td>1,165 EUR</td> </tr> <tr> <td>8年次</td> <td>1,280 EUR</td> </tr> <tr> <td>9年次</td> <td>1,395 EUR</td> </tr> <tr> <td>10年次以降</td> <td>1,575 EUR</td> </tr> </table>	出願料	120 EUR(電子出願、明細書35頁まで)		210 EUR(書面出願、明細書35頁まで)	出願料付加分	15 EUR(電子出願、書面出願ともに35頁超の各頁につき加算料)	クレーム料		16～50項目まで	235 EUR	50項目超のクレーム	585 EUR	調査料	1,300 EUR	指定料	585 EUR(全指定とみなす)	審査請求料	1,635 EUR	特許付与	925 EUR	3年次	475 EUR	4年次	585 EUR	5年次	820 EUR	6年次	1,050 EUR	7年次	1,165 EUR	8年次	1,280 EUR	9年次	1,395 EUR	10年次以降	1,575 EUR
出願料	120 EUR(電子出願、明細書35頁まで)																																				
	210 EUR(書面出願、明細書35頁まで)																																				
出願料付加分	15 EUR(電子出願、書面出願ともに35頁超の各頁につき加算料)																																				
クレーム料																																					
16～50項目まで	235 EUR																																				
50項目超のクレーム	585 EUR																																				
調査料	1,300 EUR																																				
指定料	585 EUR(全指定とみなす)																																				
審査請求料	1,635 EUR																																				
特許付与	925 EUR																																				
3年次	475 EUR																																				
4年次	585 EUR																																				
5年次	820 EUR																																				
6年次	1,050 EUR																																				
7年次	1,165 EUR																																				
8年次	1,280 EUR																																				
9年次	1,395 EUR																																				
10年次以降	1,575 EUR																																				
⑳料金減免措置の有無	有。英語、フランス語又はドイツ語以外の言語を公用語とする締約国に住所又は営業の本拠地を有する自然人又は法人並びに外国に居住する当該締約国の国民は、その規定において認められている言語によって特許出願又は審査請求する場合、手数料は30%減額される。欧州特許庁が国際予備審査報告書を作成した場合、審査手数料は75%減額される。																																				
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	有。国際出願が一定の条件を満たす国(主に発展途上国)の国民によりなされたときは、要求によりPCT国際出願の調査料及び国際出願の予備審査手数料の75%が減額される。																																				
備考	*1 欧州調査報告書：出願日認定後、出願は先行技術調査に付され、欧州調査報告書が作成される。欧州調査報告書には、新規性・進歩性を判断するに当たって考慮することができる文献が記載される(規則44)。欧州調査報告は、作成後、全ての引用文献の写しとともに、出願人に送付される。(特許条約92条(2))																																				